２ 添付書類－(3)－③

誓　　約　　書

平成　　年　　月　　日

公益財団法人 日本合板検査会

　　理事長　渕上　和之　殿

登録申請者：〇〇〇株式会社

所在地：○○県○○市

役職名・氏名又は代表者名：〇〇　〇〇

連絡先（Ｔel,Fax）：

総括責任者：（役職）〇〇　○○

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成２８年法律第４８号。以下「クリーンウッド法」という。）第８条の規定に基づく木材関連事業者の登録を申請するにあたり、登録申請者は同法の規定を十分理解・遵守するとともに、下記記載事項に誠実に対応することを誓約いたします。

記

Ⅰ　登録申請・登録時の確認事項

　１．申請内容に虚偽や不正がなく、その内容について不備がある場合には速やかに訂正すること。

２．クリーンウッド法第１１条第１項各号の欠格事項に該当せず、その事実を証明すること。

３．貴会が行う審査、質問その他による確認等や必要な問い合わせ、資料要求に誠実に対応すること。

４．登録実施事務規程に規定された料金の支払いに応じること。

Ⅱ　登録後の確認事項

　１．合法伐採木材等の利用確保措置の実施状況について、毎年指定された期日までに報告すること。

　２．登録木材関連事業者としての更新（５年ごと）に適切に対応すること。

　３．登録の変更、休廃止等を行うときは、遅滞なく貴会へ届け出ること。

　４．登録期間において、主務大臣が必要に応じて行う検査等及び貴会が必要に応じて行う質問その他による確認等に誠実に対応すること。

　５．クリーンウッド法第１１条第１項各号の欠格事項に該当することとなった場合又は登録事項が判断基準等を満たさなくなった場合には登録の取消し及び抹消措置を受けるとともにその事実が公表されること。

　６．登録木材関連事業者である旨の表示又は広告を行うときは、登録がクリーンウッド法に適合していることを示す以外の目的で行ってはならないこと。

　７．登録木材関連事業者である旨の表示又は広告を行うときは、貴会の登録審査の内容その他の登録実施事務の内容について誤認させるおそれのないようにすること。

　８．貴会が６又は７の条件に違反すると認めて表示又は広告の方法の改善又は中止を求めたときにはこれに応じること。

　９．他者に登録木材関連事業者である旨の情報の提供を行うにあたっては、貴会の登録審査の内容その他の登録実施事務の内容について誤認させるおそれのないようにすること。

１０．登録木材関連事業者登録証の写しを他者に提供する場合は、複製である旨明記（複製、コピー、写し等）し、複製すること。

１１．登録等に関して知り得た秘密を保持すること。

１２．業務の実施にあたり、登録等の内容についての苦情・異議申立てに対して適切な処置をとるとともに、その記録を貴会の求めに応じて提供し、貴会に利用させることとすること。

１３．合法伐採木材等の利用確保措置等を適切に実施しなかったことに起因する賠償等が提起された場合には、登録木材関連事業者（登録申請者）がその責を負うこと。

１４．クリーンウッド法等の改正又は貴会の登録実施事務規程の改正が行われた場合には、貴会の指示に従うこと。

以上